

資料 2

●規程改正の概要

要 旨	厚生年金保険法等の改正に伴い、県の非常勤嘱託取扱要綱の改正に準じて「地方独立行政法人山梨県立病院機構非常勤嘱託等就業規則」の一部改正を行う。
内 容	<p>地方独立行政法人山梨県立病院機構非常勤嘱託等就業規則の一部改正 (規程第19号)</p> <p>短時間労働者に対する厚生年金保険・健康保険の適用範囲が拡大されたことに併せ、勤務時間等が各法令に該当する者を各保険の被保険者とする。 (第17条)</p> <p>【適用範囲の拡大】 勤務時間が週30時間以上 → 週20時間以上</p> <p>【対象者数】 1名</p>
施行期日	平成28年10月1日から施行する。

非常勤嘱託等就業規則 新旧対照表(案)

新	旧
<p>(社会保険への加入)</p> <p>第17条 非常勤嘱託等のうち、その勤務時間等が、健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律115号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)又は介護保険法(平成9年法律第123号)に定める被保険者の要件に該当する者は、それぞれ当該保険の被保険者とする。ただし、地方公務員等共済組合法第2条第1項第1号に定める職員に該当することとなつた場合を除く。</p> <p>（社会保険への加入）</p> <p>第17条 非常勤嘱託及び非常勤嘱託医師は、次の各号に掲げる基準の区分に応じ、当該各号に掲げる</p> <p>_____ 保険の被保険者とする。</p> <p>二 1週間の勤務時間が20時間以上であり、かつ、雇用期間が31日以上見込まれる者 雇用保険</p> <p>二 1週間の勤務時間が30時間以上であり、かつ、雇用期間が2月以上と見込まれる者 厚生年金保険及び健康保険</p> <p>2 専修医及び臨床研修医は、次の保険の被保険者とする。ただし、地方公務員等共済組合法第2条第1項に定める職員に該当することとなつた場合を除く。</p> <p>二 雇用保険</p> <p>二 厚生年金保険</p> <p>三 健康保険</p>	